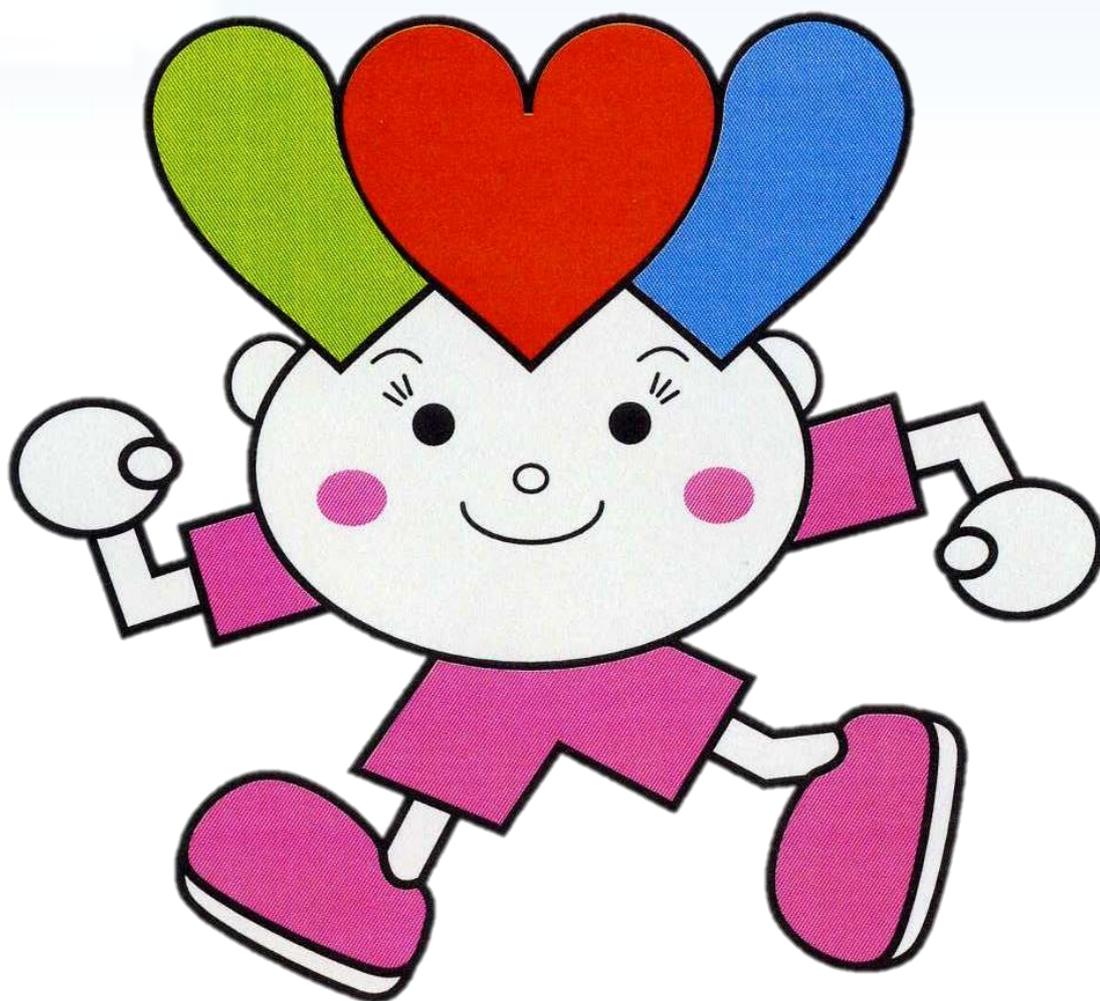


困りごとと解決

# ガイドブック



 社会福祉法人安芸太田町社会福祉協議会

地域福祉をすすめる会 活動づくり班

# はじめに

私たち社会福祉協議会は、地域の皆様と共に地域福祉向上をめざす組織です。

平成18年度より、役職員で構成する「地域福祉をすすめる会」を結成し、地域福祉活動計画をもとに、さまざまな取り組みを行っています。

その取り組みの一環として、ご近所を中心とする住民の皆様による“支え合い活動”を促進するため「困りごと解決ガイドブック」を作成しました。

日々の暮らしにある困りごとを地域住民（自治振興会長や民生委員児童委員などの地域リーダー）が把握された際、社会福祉協議会や関係機関が連携して助け合い活動ができるように具体例をもとに相談に応じてくれる専門機関名と連絡先をお示ししています。

このガイドブックを地域で活用していただくとともに、地域と社会福祉協議会が連携し、“安心して生活できるまちづくり”をめざします。

このガイドブックは、自治振興会長、民生委員児童委員、主任児童委員へお配りしています。地域の方から困りごとの相談を受けられた場合にご活用ください。

安芸太田町社会福祉協議会  
地 域 福 祉 を す す め る 会

2009年3月初版  
2017年1月更新

# も く じ

<b>1. 子育てに関すること</b> . . . . .	<b>P1～2</b>	
1- (1) 虐待	1- (2) ひとり親家庭支援制度	1- (3) いじめ・不登校
1- (4) 子育ての悩み		
<b>2. 精神・身体等の障がいに関すること</b> . . . . .	<b>P3</b>	
2- (1) 精神的な悩み	2- (2) 福祉サービス相談	2- (3) 就労支援
2- (4) ストレス相談	2- (5) 酒害相談	2- (6) 孤立
<b>3. 介護に関すること</b> . . . . .	<b>P4～6</b>	
3- (1) 介護サービス	3- (2) 介護サービス内容を知りたい	
3- (3) サービス申請	3- (4) 介護悩み相談	3- (5) 介護支援専門員の変更
3- (6) 介護認定について	3- (7) 苦情	3- (8) 独居の不安
3- (9) 金銭管理	3- (10) 高齢者虐待	
<b>4. 法律に関すること</b> . . . . .	<b>P7</b>	
4- (1) 離婚相談	4- (2) 遺言相談	4- (3) 法律相談
4- (4) 行政相談	4- (5) 多重債務	4- (6) 暮らし相談
4- (7) 土地管理	4- (8) 消費者被害	4- (9) 法的トラブル
<b>5. ボランティアに関すること</b> . . . . .	<b>P8</b>	
5- (1) ボランティアを始めるには	5- (2) ボランティア保険	
5- (3) ボランティア活動費助成	5- (4) ボランティア情報	
5- (5) ボランティア講座		
<b>6. 生活費に関すること</b> . . . . .	<b>P9～10</b>	
6- (1) 生活保護	6- (2) 高額療養費制度	6- (3) 高額療養費貸付制度
6- (4) 奨学金	6- (5) 生活支援資金	6- (6) 生活福祉資金
6- (7) 教育支援費等	6- (8) 総合支援資金	6- (9) その他貸付制度
<b>7. 日常生活に関すること</b> . . . . .	<b>P11</b>	
7- (1) ～ (5) 日常生活応援サービス事業		
<b>8. 交通問題に関すること</b> . . . . .	<b>P12</b>	
8- (1) 移送支援サービス	8- (2) 付添支援	
<b>9. 災害に関すること</b> . . . . .	<b>P12</b>	
9- 避難場所		
<b>10. 雇用に関すること</b> . . . . .	<b>P12</b>	
<b>11. 福祉用具の貸し出しに関すること</b> . . . . .	<b>P13</b>	
<b>12. 地域課題に関すること</b> . . . . .	<b>P13</b>	
<b>13. 移住・定住相談に関すること</b> . . . . .	<b>P13</b>	
<b>14. 関係機関連絡先等一覧表</b> . . . . .	<b>P14～P15</b>	

# 子育てに関すること

## 1- (1) 虐待を受けている子どもがいる

虐待は次の四つに分類できます。虐待の対応について専門家のアドバイスを聞くことにより防げる場合や、状態を改善できることがあります。悩みがあったり、これらのことを見たり聞いたりした時は、ご連絡ください。

【窓口】 福祉事務所、児童育成課、教育委員会（学校教育課）  
健康づくり課

### 〔児童虐待の分類例〕

#### 【身体的虐待】

- ・ 殴る・蹴る・投げ落とす・縛る
- ・ 外にしめだす・熱湯をかける など

#### 【性的虐待】

- ・ 性的行為の強要・教唆（そそのかすこと）
- ・ 性器や性交を見せること など

#### 【ネグレクト・育児放棄】

- ・ 適切な食事を与えない
- ・ 病気になっても病院へ連れて行かない（虫歯の放置も含む）
- ・ 乳幼児を家に残し、たびたび外出する
- ・ 衣服を長時間不潔なままにする
- ・ 極端に不潔環境の中で生活させるなどの行為
- ・ 登校を禁止する
- ・ 自動車の車内に放置する など

#### 【心理的虐待】

- ・ 子どもの心が傷つく言葉を繰り返し言う、または無視する
- ・ 兄弟間で極端な差別扱いをする
- ・ 子どもの前で配偶者に対して暴力をふるう など

### **1- (2) ひとり親家庭で援助が必要であるにもかかわらず、そのままになっている**

ひとり親家庭等に対し、国や町が支援する制度があります。福祉事務所の職員が家庭に訪問調査を行い、適切な支援の検討を行います。

-----  
**【窓 口】福祉事務所**

### **1- (3) いじめを受けている、引きこもりがちな児童・生徒がいる**

子どもがいじめを受けている、引きこもりがちになっていることを相談したい方は、教育委員会が相談窓口を設けています（電話でも可能）。そのほか広島県西部こども家庭センターでも同様に相談を受付けています。地域に気になる子どもがいる場合には、主任児童委員、民生委員児童委員へご相談ください。

-----  
**【窓 口】教育委員会（学校教育課）、西部こども家庭センター、  
主任児童委員・民生委員児童委員**

### **1- (4) 子育てや発達について悩みがある**

子育てについての悩みを抱えているが、誰に相談していいのかわからないときは、保育所や認定こども園または、子育て支援センターに行ってください。各施設では園庭開放などをしており、保育士や同じ子育て中の方と相談することができます。

子ども（乳幼児・児童・生徒など）の育て方や発達の遅れなどの不安を感じられている方のために、発達や療育の専門家による「お陽さま相談」を毎月第2水曜日に実施しています。（※要予約 健康づくり課）

-----  
**【窓 口】児童育成課、各保育所・認定こども園、子育て支援センター  
健康づくり課**

# 精神・身体障がいに関すること

## 2- (1) 精神的な悩みや症状があり悩んでいる

幻覚、妄想、社会性の低下に悩んでいる人に対して、保健師が自宅を訪問し相談に応じます。また必要に応じて専門機関を紹介するとともに、精神障がい者を支える家族会もご紹介します。

【窓 口】健康づくり課、社会福祉協議会

## 2- (2) 精神や身体等に障がいがある人が、制度の支援を受けたいと希望している

障がい福祉サービスに関する制度内容の相談、サービス利用の申請を受付けます。

【窓 口】福祉課、住民生活課（本庁・各支所）

## 2- (3) 精神や身体などに障がいのある人が就職できず困っている

町内には、障がいのある人を対象に、就労の場として就労継続支援事業所「クローバータウン」があります。その他、一般企業を希望される方は、広島障害者就業・生活支援センターへご相談ください。当センターでは、就職へ向けた職業トレーニングなどの支援も行っています。

【窓 口】社会福祉協議会、福祉課、健康づくり課、広島障害者就業・生活支援センター、ハローワーク

## 2- (4) ストレス・こころの健康についての相談がしたい

「イライラする」「疲れた」「やる気が出ない」「心が不安定」など、心の健康について気になる方はご相談ください。

【窓 口】健康づくり課、広島県立総合精神保健センター

## 2- (5) お酒が原因で本人、または家族が悩んでいる

日常生活に支障をきたすほどのお酒を飲んでいる。また、アルコールによる病気を引き起こしつつあるのにお酒をやめることができないなど、アルコール依存症に悩まれている方は、早急な対処が必要です。また、依存症から立ち直るには本人や家族の力はもちろんのこと、同じ依存症と戦っている当事者の会も大きな力となります。安芸太田町では、毎週火曜日の午前中と第2火曜日の夜に「断酒の集い」を開催しています。

【窓 口】健康づくり課、社会福祉協議会

## 2- (6) 地域から孤立して悩んでいる

孤立しているのは何らかの原因があると考えられます。その人と話をしながらその原因について考え、また地域とのかかわりが持てるように支援を行います。

【窓 口】社会福祉協議会

# 介護に関すること

## 3- (1) 介護保険サービスの利用について知りたい

脳血管障害や認知症など、加齢に伴う疾病により介護が必要になった方は相談してください。

【窓 口】福祉課、住民生活課（本庁・各支所）福祉課（地域包括支援センター）

## 3- (2) 介護保険サービスの内容について知りたい（訪問介護、通所介護、訪問看護、入所施設など）

介護保険サービスを利用している人は、担当の居宅介護支援事業所のケアマネジャーにご相談してください。要介護認定を受けていない人は、地域包括支援センターに相談してください。

【窓 口】居宅介護支援事業所、福祉課（地域包括支援センター）

## 3- (3) 近所に介護の必要な人いるが、介護保険サービスを利用されていない

保健師や地域包括支援センターなどの職員が訪問し、健康状態や困りごとを伺うとともに、介護保険の認定申請の手続きや、適切な介護保険サービスの利用を支援します。

【窓 口】福祉課（地域包括支援センター）、社会福祉協議会

## 3- (4) 家庭内で介護に悩みを持っている

担当の居宅介護支援事業所のケアマネジャーへ相談されることをお勧めします。そのほかには、地域包括支援センターや社会福祉協議会でも相談を受けます。また、介護者同士が介護について語る場「在宅介護者の集い」を紹介します。

【窓 口】居宅介護支援事業所、福祉課（地域包括支援センター）、  
社会福祉協議会

## 3- (5) 担当のケアマネジャーを変更したい

担当のケアマネジャーを変更したいときは、当該事業所（居宅介護支援事業所）に相談するとともに、福祉課に届け出てください。

【窓 口】居宅介護支援事業所、福祉課

## 3- (6) 介護認定について不満がある

介護認定に納得がいかなければ、その理由や心身状態の新たな変化について相談してください。さらに不服がある場合は、県の介護保険審査会にも申し立てることができます。

【窓 口】居宅介護支援事業所、福祉課、広島県介護保険審査会

### 3- (7) 介護保険サービスの内容などに苦情・疑問がある

介護保険サービス内容などに苦情や疑問がある場合は、サービスを提供している事業所へ直接相談されるか、担当のケアマネジャーへ相談されることをお勧めします。また、苦情を聞き入れてもらえない、改善されないというトラブルに発展した場合は、県の福祉サービス運営適正化委員会や国民健康保険団体連合会が、改善へ向けた調査と指導助言などの問題解決にあたります。

---

#### 【窓 口】

福祉課（地域包括支援センター） 住民生活課（本庁・各支所）  
広島県福祉サービス運営適正化委員会（広島県社会福祉協議会内）  
広島県国民健康保険団体連合会 安芸太田町社会福祉協議会第三者委員

### 3- (8) ひとり暮らしでこれから先のことについて不安に思っている

高齢などのため、一人で生活することに不安のある人や、冬期間孤立するため支援の必要な高齢者などに対して、生活支援ハウスなどの住まいを紹介します。

※ある程度自立した生活のできる方を対象とします。

---

#### 【窓 口】 社会福祉協議会

### 3- (9) 日常の金銭管理ができない方や契約などで判断することが不安な方

物忘れや判断能力が不十分な人が安心して生活できるように、通帳管理・印鑑・証書などの預かりや福祉サービスの手続きなどを専門員と相談し、安心して生活できるようお手伝いをする福祉サービス利用援助事業「かけはし」というサービスがあります。

#### 《かけはしのサービス内容（利用料金）》

☆福祉サービス等の手続きや日常生活金銭管理（1回／1,500円）

☆通帳、印鑑、証書などの預かり（月／1,500円）

また、認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力の不十分な方の社会生活を支援する人（後見人）を家庭裁判所で定めて日常の生活を送れるように支援する成年後見制度があります。成年後見制度に関する相談は、地域包括支援センターや社会福祉協議会で行います。

---

#### 【窓 口】 社会福祉協議会

### 3- (10) 虐待を受けていると思われる高齢者がいる

高齢者虐待は、次の五つに分類することができます。虐待が行われているようであれば、福祉課・地域包括支援センターに連絡してください。

【窓口】福祉課（地域包括支援センター）、健康づくり課  
住民生活課（本庁・各支所）

#### 〔高齢者虐待の分類例〕

##### 【身体的虐待】

- ・ つねる・殴る・蹴る・やけど・打撲させる
- ・ 無理矢理食事を口に入れる
- ・ 身体拘束（ベッドに縛り付ける）
- ・ 薬を過剰に服用させる など

##### 【心理的虐待】

- ・ 怒鳴る・ののしる・悪口を言う
- ・ 排泄の失敗を嘲笑したり、それを人前で話すなどにより高齢者に恥をかかせる など

##### 【経済的虐待】

- ・ 日常生活に必要な金銭を渡さない／使わせない
- ・ 本人の自宅等を本人に無断で売却する
- ・ 本人の合意なしに財産や金銭を使用する など

##### 【性的虐待】

- ・ 排泄の失敗などに対して懲罰的に下半身を裸にして放置する
- ・ キス、性器への接触、セックスを強要する など

##### 【介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）】

- ・ 入浴させず異臭がする、髪が伸び放題であったり、皮膚が汚れている
- ・ 水分や食事を十分与えず、脱水状態や栄養失調の状態にする
- ・ 本人が必要とする介護や医療サービスを使わせない など

## 法律に関すること

- |                    |                         |
|--------------------|-------------------------|
| 4- (1) 離婚問題で悩みがある  | 4- (2) 遺言をしたい           |
| 4- (3) 法律相談がしたい    | 4- (4) 行政サービスに対して要望がしたい |
| 4- (5) 多重債務をかかえている | 4- (6) 暮らしに関する相談がしたい    |

月1回、「暮らしの総合相談所」を開いています。それぞれの悩みを専門の相談員が伺います。また法律相談日を設けています。開催日時・場所はお問い合わせください。

※法律相談は司法書士・弁護士に無料で相談できますが、予約が必要です。

### —★その他の相談員★—

行政相談委員、人権擁護委員、民生委員児童委員、主任児童委員、障害者相談員  
介護相談員（社会福祉協議会職員）

### 【窓 口】社会福祉協議会

### 4- (7) 自分の農地や山林を管理できずに困っている

農地の管理など（売買、貸借、転用など）や、山林の手入れ（下刈り、枝打ち、間伐など）の相談に応じます。

### 【窓 口】産業振興課

### 4- (8) 悪徳商法にだまされた人がいる

悪徳商法の被害にあってしまった。また、近所の人被害にあわれたということがあれば、クーリングオフ制度などの早期の対応で、被害額を取り戻すことができる場合もあります。また、取り戻すことができなくても、被害にあわれた手口などを参考に対処方法を地域へ知らせ被害者を増やさない取組みにつながりますので、下記の窓口へ早急に連絡してください。

### 【窓 口】産業振興課、広島県生活センター、山県警察署、社会福祉協議会

### 4- (9) 法的トラブルを専門家に相談したい

「全国どこでも法的トラブルを解決するための情報やサービスを受けられる社会の実現」という理念の下に、国民向けの法的支援を行う中心的な機関として日本司法支援センター（法テラス）があります。相談には、相談料が必要な場合がありますので、まずは問い合わせしてください。

### 【窓 口】日本司法支援センター（法テラス）

# ボランティアに関すること

## 5- (1) ボランティアに参加したいと思うが方法がわからない

ボランティアコーディネーターが相談に応じ個々にあったボランティアをご紹介します。

【窓 口】安芸太田町ボランティアセンター（社会福祉協議会内）

## 5- (2) ボランティアに参加したいと思うが、相手や自分のケガが心配

ボランティア保険の手続きをお手伝いしています。ボランティアを始めようと思われる方（団体）はご相談ください。

（※社会福祉協議会が依頼するボランティア活動は、あらかじめボランティア保険に加入しています。）

【窓 口】安芸太田町ボランティアセンター（社会福祉協議会内）

## 5- (3) ボランティア活動をするのに、必要な活動資金が無くて困っている

ボランティア活動をするためのさまざまな助成金の紹介や相談を受けます。

【窓 口】安芸太田町ボランティアセンター（社会福祉協議会内）

## 5- (4) 他のボランティア活動が知りたい

町内のボランティア活動者（団体・個人）が集まり、情報交換や意見交換などを行う、ボランティア連絡会を（不定期）開催しています。また、ボランティアセンターでも、町内のボランティア活動を紹介します。

【窓 口】安芸太田町ボランティアセンター（社会福祉協議会内）

## 5- (5) ボランティアの活動を広げて行くために、勉強をしたい

「初心者向け」や「活動実践者向け」のさまざまなボランティア講座などを開催しています。講座開催の情報を社協だよりなどでお知らせしています。

【窓 口】安芸太田町ボランティアセンター（社会福祉協議会内）

## 生活費に関すること

### 6- (1) 収入がなく生活に困っている人がいる

担当職員が生活状況の詳しいことを伺いながら面接相談を行います。今後の生活をどうしていくことが良いのを一緒に考えていきます。

【窓 口】福祉事務所（福祉課）

## 《医療費に関すること》

### 6- (2) 入院して、自己負担額が高額になる可能性がある

重い病気などで長期入院や治療が長引く場合には、医療費の負担が高額となります。そのため家計の負担を軽減できるように、一定の金額（自己負担限度額）を超えた部分が払い戻される高額療養費制度があります。この制度では医療費を支払う際に一旦医療費の全額を支払わなくてはなりません。しかし、限度額適用認定証の交付申請を事前に行えば、自己負担のみの支払いで済みます。

【窓 口】住民生活課（本庁・各支所）

### 6- (3) 高額医療を受けたが、限度額適用認定証を申請し忘れた場合

限度額適用認定証を申請し忘れた方に対して、高額療養費が支給されるまでの間、被保険者の経済的負担を軽減するため、当該療養に必要な金額（自己負担額を除く）を貸し付ける高額療養費貸付制度があります。

【窓 口】社会福祉協議会

## 《修学資金に関すること》

### 6- (4) 高校、大学の修学のための奨学金を借りたい

教育委員会で、奨学金貸付を行っています。（無利息）

#### 入学支度金

高校など 25,000円以内      大学など 50,000円以内

#### 奨学金（月額）

高校など 20,000円以内      大学など 42,000円以内

周知は、毎年2月に広報に掲載します。

【窓 口】教育委員会（学校教育課）

## 《生活支援資金について》

### 6- (5) 生活費が一時的になく困っている

安芸太田町社会福祉協議会が行う一口5万円の生活支援資金があります。

※民生委員の意見書、保証人が必要です。

【窓 口】社会福祉協議会

## 《生活福祉資金貸付について》

～生活福祉資金は原則として、低所得者、障がい者、高齢者を対象に行うものです～

(※償還期限や貸付利率の条件があります)

### 6- (6) 福祉費（生業・技術取得費・住宅の増改築に必要な方等）

低所得世帯・障がい者世帯が対象です。※保証人ありの場合無利子。なしの場合年1.5%

【窓 口】社会福祉協議会

### 6- (7) 教育支援費・就学支度費（生活が苦しく、子どもの学費が支払えない）

他制度優先で、必要に応じて高校・短大・大学とそれぞれありますが、資金額が異なります。

※無利子

【窓 口】社会福祉協議会

### 6- (8) 総合支援資金（失業や生活全般に困難を抱え、生活の立て直しなどに一時的に貸付ける費用）

・生活支援費・住宅入居費・一時生活再建費などがあります。

※保証人ありの場合無利子。なしの場合年1.5%

【窓 口】社会福祉協議会

### 6- (9) その他の貸付制度

- ・緊急小口資金—無利子 10万円以内
- ・不動産担保型生活福祉資金—年3%又は当該年度における4月1日時点の銀行の長期プライムレートのうちいずれか低い利率
- ・要保護世帯向け長期生活支援資金—上記に同じ
- ・臨時特例つなぎ資金—無利子 10万円以内

【窓 口】社会福祉協議会

## 日常生活に関すること

- 7- (1) 急用ができて、子どもを預かってほしい（1～2時間程度）
- 7- (2) 庭の草が気になるが、体調が悪い、または、一人では不安でだれか一緒に手伝ってくれる人がほしい
- 7- (3) 体調不良や障がいなどで、一人で外出するのが不安でだれか付き添いをしてほしい
- 7- (4) 体調不良などで、一時的に掃除ができないので、だれか手伝ってほしい
- 7- (5) 入院中に洗濯をすることができないので、代わりにしてほしい

住民参画型日常生活応援サービス事業『さんさんネット』があります。

この事業は、ご近所支え合い活動を応援するもので、専門職のサービス提供とは異なりちょっとしたお手伝いをするものです。利用する方が気楽に頼めるように、利用料を設けています。

☆利用料：『1時間500円（2時間上限）』

☆サービス内容（平成28年度の対応内容）

病院付添（薬の受け取り）、草取り、託児、室内の掃除、縫い物、簡単な大工仕事、ダンス等の移動、窓拭き、など

※上記以外のことも、お気軽にご相談ください。

※さんさんネットでは、車での送迎は行っていません。

※さんさんネットのサービスは、介護保険制度上にあるサービスを継続して行うことはできません。継続的な介護や支援が必要な場合は、介護保険を申請され、介護保険サービスを利用されることをお勧めします。

※この事業は、広島県共同募金会  の助成を受けて事業を行うものです。



【窓 口】社会福祉協議会

## 交通問題に関すること

### 8- (1) 自力歩行ができなくなった。または車イス利用なので、タクシーやバスに乗ることができない

身体機能の低下により、通常の車による移動が困難な高齢者及び障がい者などに対し、車イス専用車両による通院の外出支援サービスを行っています。まずは担当のケアマネジャーに相談してください。

【窓 口】居宅介護支援事業所、社会福祉協議会

### 8- (2) バスやタクシーなどで外出する時に、一人では不安で付き添いをしてほしい

病院受診などに行くときに、一人で公共交通機関を利用されることが不安な方に対して、有償での付き添いサービスがあります。

【窓 口】社会福祉協議会

## 災害に関すること

### 9 避難場所がわからない

各地域で決められた避難場所があります。地域の役員か役場へ確認してください。また、避難所へ向かう際の避難経路を2か所以上知っておくこともお勧めします。

【窓 口】総務課、各自治振興会、各消防団

## 雇用に関すること

### 10 就労にふみ出せない人が家族または近所にいる

就労に対する自信をなくしている、就職活動にふみ出せない人など、個々の課題やペースに合わせて支援します。対象年齢目安は35歳までの方となっています。

【窓 口】広島地域若者サポートステーション

## 福祉用具の貸し出しに関すること

### 11 介護などに使う福祉用具が必要である

介護保険サービスを利用されている方は、介護保険サービス内で福祉用具を利用することができますので、担当のケアマネジャーにご相談ください。

その他、一時的に車イスなどが必要なときは、一般の業者で貸出など行っています。

【窓 口】 居宅介護支援事業所

## 地域課題に関すること

### 12 住民間でトラブルがあり困っている。または、住民同士の交流がなく寂しく思う

サロンなどを通して、地域づくりのお手伝いを行っています。また、集いに必要な経費などの一部を「赤い羽根共同募金」の配分金を利用して活動されているところもあります。この配分金は1年10地区（団体）に3万円を目安に助成を行っており、募集期間は3月から4月上旬までで社協だよりで情報提供を行っています。

【窓 口】 社会福祉協議会

## 移住・定住相談に関すること

### 13 U・Iターナー者の移住・定住相談について

U・Iターナー（安芸太田町に移り住むこと）をして来られた方や移住を希望される方などの移住・定住相談を行っています。

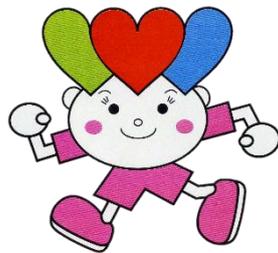
【窓 口】 地域づくり課

関係機関の連絡先等一覧表(抜粋)

平成29年1月現在

関係機関名		電話番号	備考
安芸太田町社会福祉協議会		32-2226	
安芸太田町役場	総務課	28-2111	
	地域づくり課	28-2112	
	住民生活課	28-2116	
	児童育成課	28-1969	
	産業振興課	28-1973	
	加計支所	22-1111	
	筒賀支所	32-2121	
	福祉課・福祉事務所	25-0250	
	地域包括支援センター	22-2031	
	健康づくり課	22-0196	
安芸太田町教育委員会		22-1212	
居宅介護支援事業所	安芸太田町社協居宅介護支援事業所	28-1505	
	安芸太田病院居宅介護支援事業所	22-1830	
	寿光園居宅介護支援事業所	22-1075	
	ケアプランひこばえ	25-0123	
	清水医院居宅介護支援事業所	23-0061	
広島県総合精神保健センター		082-892-9090	月～金(祝祭日を除く) AM9:00～12:00/PM14:00～16:00
広島県西部こども家庭センター		082-254-0381	月～金(祝祭日を除く)8:30～17:30
広島障害者就職センター		082-263-7080	
広島障害者就業生活支援センター		082-537-1088	
戸河内あすなろ園		28-2945	
山県警察署		22-0110	
広島県社会福祉協議会		082-254-3419	広島県福祉サービス運営適正化委員会
広島県国民健康保険団体連合会		082-554-0770	
西部厚生環境事務所 保健所		0829-32-1181	広島県介護保険審査会
ハローワーク可部		082-815-8609	
法テラス広島(日本司法支援センター)		050-3383-5485	月～金 9:00～17:00
広島県生活センター		082-223-6111	月～金(祝祭日を除く)9:00～16:00
広島地域若者サポートステーション		082-511-2029	月～金 10:00～17:00 土曜日 13:00～17:00

※上記一覧は平成29年1月末現在のものです。関係機関名および電話番号などが変更されることもあります。予めご了承ください。



イメージキャラクター へるびいちゃん

## 困りごと解決 ガイドブック



社会福祉法人

安芸太田町社会福祉協議会

〒731-3702 安芸太田町大字中筒賀 2802-5

TEL 3 2 - 2 2 2 6 FAX 3 2 - 2 0 4 8